



工事の総合評価落札方式の改訂について 【建設系】

(平成25年度版)

平成25年4月
沖縄総合事務局
開発建設部

本日の説明内容

1. 工事における総合評価方式の課題及び改善の方針
2. 平成25年度工事ガイドラインの変更概要

1. 総合評価落札方式の課題

一般競争の拡大、投資減少に伴う競争圧力の増大による公共工事の品質に対する懸念

民間の技術力活用による効率的な事業執行の必要性

品確法の成立、総合評価落札方式の適用拡大

競争参加者の増加

技術提案を
求める工事
の拡大

透明性確保
のための技術
提案採否
の通知

高度技術提案型の
低い適用率

手持ち工事量や
地域貢献の評
価要望による評
価項目の複雑
化

技術提案・審査に係る
競争参加者・発注者の負担増

民間の技術力活用
の理念からのかい離

品質確保の理念
からのかい離

総合評価落札方式の改善

落札方式のタイプは「施工能力の評価」と「技術提案の評価」に二極化
施工能力の評価は大幅に簡素化
技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

2. 総合評価落札方式適用の見直し(二極化)

現状	簡易型	標準型	高度技術提案型			
	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	高度技術提案型適用対象工事は、標準型を適用している	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案		高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
				点数化して評価		
				必要に応じ実施		
		設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成			技術提案に基づき予定価格を作成	
提案内容						
評価方法						
ヒアリング						
予定価格						
	型	型	型	型	型	

←
施工能力を評価する
→
←
施工能力に加え、技術提案を求めて評価する
→

見直し案	施工能力評価型		技術提案評価型				
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合	
		施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案		
	実績で評価	可・不可の二段階で評価	点数化				
	実施しない	原則実施しない	WTO対象工事は必須 それ以外は原則実施	必須			
実施しない	実施しない	原則実施しない	原則実施しない				
	標準案に基づき作成	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成				
提案内容							
評価方法							
ヒアリング							
段階選抜							
予定価格							
	型	型	S型	A型	A型	A型	

20者以上の競争参加者が見込まれる場合に実施

3 . 総合評価落札方式の見直し（二極化）

【 国土交通省の改善方針（見直し方針） 】

平成24年2月28日に本省で開催された『総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会』において、総合評価落札方式の改善方針が下記のように示された。

施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
施工能力の評価は大幅に簡素化
技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

【 沖縄総合事務局 建設系工事における見直し方針 】

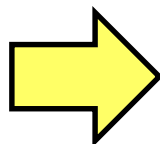
上記の方針を踏まえ、現行の総合評価落札方式の適用枠組みを基に、平成25年度より、以下の取り組みを試行する。

総合評価落札方式の形式を、施工能力を評価する『**施工能力評価型**』と施工能力に加え、技術提案を求めて評価する『**技術提案評価型**』の二区分とする。（施工能力評価型は平成24年10月より先行試行中）

ただし、実績の少ない企業の受注機会確保策として施工計画重視型、チャレンジ型を一部の工事で試行する。

（現 行）

簡易型	40点
標準 型	50点
標準 型	60点
WTO標準型	70点



（見直し後）

施工能力評価型(, 型)	40点
施工計画重視型	40点
チャレンジ型	40点
技術提案評価型(S型)	60点
WTO技術提案評価型(S型)	60点
技術提案評価型(A型)	70点

4. 技術評価点の配点方針

- ・技術評価点の加算点の評価項目は、 施工計画or技術提案、 企業の能力等、 技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」の通りとする。
- ・このうち、 企業の能力等と 技術者の能力等の配点割合は同じとする。
- ・地域精通度・貢献度等については、 企業の能力等の中で評価し、配点は施工能力評価型10点、技術提評価型(S型)[WTO以外]7.5点とする。

< 配点割合 >

施工能力評価型

総合評価対象 40(30) 1		
企業・技術者の能力等40(30)		
施工計画 1 0(0)	企業の能力等 2 20(15)	技術者の能力等 20(15)

- 1 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。
- 2 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は10点とする。

施工計画重視型

総合評価対象 40		
企業・技術者の能力等30		
施工計画 10	企業の能力等 15	技術者の能力等 15

チャレンジ型

総合評価対象 40		
企業・技術者の能力等20		
施工計画 20	企業の能力等 10	技術者の能力等 10

技術提案評価型(S型)[WTO以外]

総合評価対象60(50) 1		
企業・技術者の能力等30(30)		
技術提案 30(20)	企業の能力等 2 15(15)	技術者の能力等 15(15)

- 1 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。
- 2 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で設定、配点は最大7.5点とする。(WTO対象の場合設定しない。)

技術提案評価型(S型)[WTO対象]

総合評価対象60		
企業・技術者の能力等0(0)		
技術提案 60	企業の能力等 0	技術者の能力等 0

技術提案評価型(A型)

総合評価対象70(50)		
企業・技術者の能力等0(0)		
技術提案 70(50)	企業の能力等 0	技術者の能力等 0

施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。



平成25年度工事のガイドラインの変更概要

主な改訂内容 専任補助者の配置による若手技術者育成型の試行

現場経験が少ないなど、監理技術者に登用されずらい若手技術者の育成、技術力向上をめざし、経験等豊富な専任補助者を配置出来る(専任補助者を評価対象者として追加)工事を実施。
専任補助者の配置については競争参加者が選択。
平成25年度より施工能力評価型の工事を中心に試行。

入札時



工事完了時



施工計画重視型・チャレンジ型(施工計画を点数化)による試行(新規)

- ・若手技術者の実績を積む機会の確保(実績の少ない企業の参加・競争の機会確保)
- ・技術評価上位社固定の回避
- ・施工能力評価型において施工計画を点数化(企業の工事成績・表彰、技術者の表彰を評価より項目削除)

標準案と同程度と評価された技術提案と標準案の履行時選択制について(新規)

- ・標準案と同程度と評価された技術提案は、履行時に受発注者間の協議を経て技術提案と標準案のどちらで施工するか選択する。
- ・履行時選択制導入にあたり、評価結果を通知する必要があることから下記のタイプは施工計画又は技術提案の評価結果通知の対象とする。

施工計画重視型タイプ

チャレンジ型タイプ

技術提案評価型(S型)

技術提案評価型(A型)

内 ~ は評価結果通知に関する問い合わせも対象とする。

現行は下記において評価結果の通知・問い合わせ対応

- ・標準
- ・WTO標準

オーバースペックス対策(改訂)

現行

- ・入札説明書へオーバースペック事例集のHPアドレス掲載
- ・過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない →実施義務あり



改訂

- ・入札説明書へオーバースペック事例集のHPアドレス掲載(継続)
- ・提出様式に提案に要する費用欄を設けオーバースペックの抑止効果(価格の判断材料)を図る
- ・配合等の標準案を変更する提案を認めないことを条件明示する
- ・過度なコスト負担を要する提案(オーバースペック)は認めない →実施義務なし

工事事務等における評価の細分化(改訂) 《点数は簡易型と施工能力評価型()の例》

・現行: 2段階で減点

工事事務それに伴う指名停止及び文書注意等、粗雑工事に伴う指名停止及び文書注意等のいずれかがあれば一律減点(-10点《素点では約3.8点》)
事故なし(減点なし)



・改訂: 3段階で減点

指名停止(-4) 文書警告(-2) 事故なし(減点なし)

同種工事实績の評価における『より同種工事』の設定(新規)

- 企業・技術者の同種工事实績の評価において、「より同種(上位)」、「同種(下位)」で差別化
- ・国交省において「より同種工事」の事例集を策定中。
- ・必要な事項が設定困難な場合に限り実績件数により設定してもよいこととする。

表彰範囲の同一工種への変更(改訂)

現行: 工種の限定無し



改訂: 同一工種へ限定(平成24年度全国ガイドラインで同一工種に限定)